

規制改革推進会議 投資等WG（4／26）

林いづみ委員 ご質問への答え

1. NHKと番組制作会社で著作権を共有しているものがどれくらいあるのか。

BSプレミアムでは、平成28年度実績で、37.2%となっており、ここ数年は比率が向上している。

2. 著作権共有の番組における展開等で制作会社に窓口を認めているケースはどれくらいあるのか。

NHKの放送番組のうち、著作権共有の番組については、制作会社との共同著作物と位置付けたうえで、NHKの公共放送としての性格および制作費に用いる受信料の性格から、NHKを「番組の著作権を代表して行使する者」とすることを、番組制作委託時の契約で定めている。

二次展開の「窓口業務」については、個々の番組について求めがあった場合は、一定の基準（政治的公平性の確保、商品トラブル発生時等の対応体制の確保等）を満たせば、認めることにしている。

ただ、放送番組の二次展開を進めるには展開用の経費や体制の確保等が必要であり、制作会社からの求めは少ない（これまで年度に1～2件、制作会社が窓口を実施している）。